

10月より
通知カード
送付開始!

氏名、住所、生年月日、性別、
マイナンバーが記載



おしえて!マイナンバー制度



～暮らしを便利に 1人に1つ マイナンバー～

拡大版

マイナンバーとは正式には「個人番号」といい、住民票がある市民一人ひとりが持つ「12桁の番号」のことです。今月10月からは、そのマイナンバーをお知らせする『通知カード』がみなさん一人ひとりに届きます。

さらに、来年1月には、行政機関等によるマイナンバーの利用が開始されると同時に、申請者には「個人番号カード」の交付も開始される予定です。このマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)で何が変わるのか、知っておきたいポイント!を改めてお伝えします。

Q
マイナンバー
どう思いますか?



IT系の人

海外ではよくあるけど、日本に馴染むのかな?この話は、今までも何度も出ては消えてるよね。日本人には合わないんじゃないかな...

ん?まっ、まいなば?
...何か、わからんさ~



市場の人



Tシャツ屋の人

カラオケの十八番?って感じ。よく分からないから困ってるんです!ちゃんと教えてほしいですね!

マイナンバーここがポイント!

「マイナンバー」は、各行政機関が別々に管理している個人情報(医療保険や税申告など)を、つなぐ役割を果たします。これにより、国や地方自治体との情報連携が可能になり、いろいろなメリットが生まれます!

1 国民の利便性の向上

福祉などの社会保障手続きで、添付書類が少なくなります。
事前の書類取得が不要
情報を窓口側で照会します



2 行政の効率化

行政手続きが正確で早くなります。
各機関で作業のムダが減り、手続きがスムーズに!
災害時の行政支援にマイナンバーを活用。
「被災者台帳」の作成などにより、迅速な行政支援が可能に!



どんな時に
使うの?

3 公平・公正な社会の実現

適正・公平な課税を実現します。
所得把握がより正確になり、適正・公平な課税につながります。
年金などの社会保障を確実に給付します。
未払い・不正受給を解決します!



平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策分野の手続きで「マイナンバー」が必要となります。

社会保障 の手続き

- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護
- 年金の資格取得や確認、給付 など

税の 手続き

- 税務署に提出する確定申告、届出書、調書などに記載
- 県・市町村へ提出する申告書、給与支払報告書などに記載 など

災害対策

- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務 など

制度実施の流れ

平成27年10月～

マイナンバーの「通知カード」を住民票の住所へ送付開始



平成28年1月～

税や社会保障、災害対策の手続きでマイナンバーの利用が開始。さらに、申請者には「個人番号カード」を交付します。

平成29年1月～

国の行政機関の間で情報連携が始まります。個人ごとのポータルサイト(マイポータル)の運用開始予定。

平成29年7月～

地方公共団体等(市町村)も含めた情報連携が開始。

マイナンバーは一生使うものです。大切にね!



交付は無料!便利な「個人番号カード」

「個人番号カード」とは、顔写真付きICカードです。今月届く通知カードに「交付申請書、返信用封筒」が同封され、希望申請する方は無料で取得できます。

表面に「氏名、住所、生年月日、性別、顔写真」、裏面に「マイナンバー」が記載。身分証明証として使用できるほか、e-Taxなどのオンライン申請なども行え、今後はコンビニでの各種証明書の取得などにも活用できます。

※カード取得は任意です

【申請方法】

申請方法は主に以下の2通りです。受け取りは、平成28年1月以降に送付される「交付通知書」および他の必要書類を持って市役所へお越しください。本人確認のうえ交付します。

①郵送で申請

交付申請書に顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れてポストへ投函します。

②オンラインで申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請できます。



個人情報保護について

市民のみなさんの個人情報を厳しく守り、安心して利用していただくための対策が講じられています。

- 法律で定められた目的以外に、マイナンバーを収集・保管することはできない。
- 利用する際は、本人確認が義務付けられている。
- 情報は、従来どおり各機関等が分散して管理する(芋づる式の情報漏えいを防止) など

■くわしい情報は、こちらへ!

公式サイト

マイナンバー

検索

コールセンター

☎0570-20-0178

(全国共通ナビダイヤル)

平日9時30分～17時30分

※通話料がかかります。

■お問い合わせ

個人番号カードの交付について

ハイスイ市民課 ☎862-3274

上記以外に関すること

情報政策課 ☎861-0350